

2017年3月3日

ビル改装用サッシ特許侵害訴訟の勝訴判決に関するお知らせ

YKK AP株式会社（本社：東京都千代田区、以下 当社）は、三協立山株式会社（本社：富山県高岡市、以下 三協立山社）が製造販売するビル改装用商品「HOOK工法」及び「HOOK SLIM」について、当社ほか1社の保有する特許権（特許第4839108号、発明の名称：引戸装置の改修方法及び改修引戸装置。以下 本特許）を侵害するとして、製造販売の差止及び損害の賠償等を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しており、約3年にわたり審理が続けられてまいりましたが、本日、当社勝訴の判決が言い渡されました。

本特許は、マンション等の集合住宅における既設の窓枠を新しい窓枠に改修する工法及びその製品に関する技術で、従来の窓改修技術に比べ、広い開口を確保するとともに既設の様々な種類の窓を新しい窓に改修することを可能としたものです。

【 本件概要 】

1、判決の要旨

- ① 三協立山社は、「HOOK工法」及び「HOOK SLIM」のうち、物件目録に記載した下枠タイプAとされる製品（一部仕様を除く）を製造し、譲渡してはならない。
- ② 三協立山社は、前記①記載の製品を廃棄せよ。
- ③ 三協立山社は、当社に対して金8505万7000円及び年5分の遅延損害金を支払え。
- ④ 三協立山社は、ほか1社に対して金8505万7000円及び年5分の遅延損害金を支払え。
（設計変更済み及び仕様の異なる製品に係る分を除いて、総額1億7011万4000円の損害賠償の支払いが命じられました。）

2、訴訟の経緯

2014（平成26）年3月28日 特許侵害訴訟を提起
（東京地方裁判所 平成26年（ワ）第7643号）
2017（平成29）年3月3日 本件訴訟の判決言渡

3、当社の知的財産権に関する姿勢

当社は、商品開発において自社の知的財産権の保護を図るとともに、他社の知的財産権を尊重し、当社権利の侵害に対しては、毅然とした態度で対応していく所存です。

以上